

第5章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、市長、その他の執行機関、知事指定地方行政機関の長、指定公共機関の長、指定地方公共機関の長及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下「災害予防責任者」という。）は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるものとする。

また、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

【参考】災害危険区域及び整備計画

災害が予想される災害危険区域（注1）の実情を調査し、容易に応急対策が講じられるようにするとともに、その地域に対する施設の整備計画を明らかにする。

〔注1〕災害危険区域 自然災害の危険性が高い地域として、地方公共団体が指定した地域。深川市内の災害危険区域には、重要水防区域、市街地における低地帯の浸水危険区域、地すべり、がけ崩れ等危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、土石流危険区域がある。

1 調査対象区域

(1) 重要水防区域及び整備計画

降雨、融雪等で河川が増水し、河川の溢水、堤防の決壊等により災害が予想され、警戒を要する区域
(資料編 資料3-4 重要水防区域)

(2) 市街地における低地帯の浸水危険区域及び整備計画

大雨、河川の逆流等により市街地の低地帯で浸水が予想される区域

(資料編 資料3-5 市街地における低地帯の浸水危険区域)

(3) 地すべり、がけ崩れ等危険区域及び整備計画

降雨、地質等が原因で土砂崩れ、地すべり等により災害が予想され、警戒を要する区域

(資料編 資料3-6 地すべり、がけ崩れ等危険区域)

(4) 急傾斜地崩壊危険区域

傾斜の角度が30度以上の土地で、降雨、地質等が原因で崩壊により災害が予想され、警戒を要する区域

(資料編 資料3-7 急傾斜地崩壊危険区域)

(5) 土石流危険区域及び整備計画

降雨、地質等が原因で土石流により災害が予想され、警戒を要する区域

(資料編 資料3-8 土石流危険区域)

なお、上記危険区域については、「資料編 資料3-9 災害危険区域図その1、その2」にその位置を示すものとする。

2 調査事項

(1) 危険区域の現況

(2) 予想される被害の規模

(3) 法律等における指定状況との関連

(4) 防災関係機関における整備計画

3 調査結果の取り扱い

(1) 市町村防災会議は、災害危険区域を市町村地域防災計画に明示し、災害時の避難計画等に反映するものとする。

(2) 防災関係機関は、治山治水計画、災害発生防止計画、その他必要とする事業計画の実施について配慮するものとする。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び一般住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 市長及び防災関係機関の長は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努めるものとする。

(2) 市長は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとし、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な各種データや過去に起こった大災害の教訓を発信するものとする。

また、地域における自主的な防災活動を推進するため、防災リーダーの育成に努めるものとする。

2 配慮すべき事項

(1) 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における市民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

(2) 要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

(3) コミュニティセンター等の公共施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- (1) 各種防災訓練の参加普及
- (2) ラジオ、テレビ、インターネットの活用
- (3) 新聞、広報誌（紙）等の活用
- (4) 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- (5) 広報車両の利用
- (6) テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- (7) 研修、講習会、講演会等の開催
- (8) その他

4 普及・啓発及び教育を要する事項

- (1) 深川市地域防災計画の概要
- (2) 災害に対する一般知識
- (3) 災害の予防措置

- ア 防災の心得
- イ 火災予防の心得
- ウ 台風襲来時の家庭の保全方法
- エ 農作物の災害予防事前措置
- オ その他
- (4) 災害の応急措置
 - ア 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - イ 災害の調査及び報告の要領、方法
 - ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - エ 災害時の心得
 - (ア) (家庭内、組織内の) 連絡体制
 - (イ) 気象予報の種別と対策
 - (ウ) 避難時の心得
 - (エ) 被災世帯の心得
- (5) 災害復旧措置
 - ア 被災農作物に対する応急措置
 - イ その他
- (6) その他必要な事項

5 学校教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- (1) 学校においては、児童生徒に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進するものとする。
- (2) 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (3) 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- (4) 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努めるものとする。
- (5) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施するものとする。

6 普及・啓発の時期

事業実施に当たっては、防災の日等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

【参考】 防災に関連した日等一覧

5月20日～6月30日	山地災害防止キャンペーン	9月1日	防災の日
6月1日～6月30日	水防月間	8月30日～9月5日	防災週間
6月1日～6月30日	土砂災害防止月間	1月17日	防災とボランティアの日
8月1日	市民防災の日	1月15日～1月21日	防災とボランティア週間

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、関係機関と共同で行う防災に関する知識及び技術の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練計画は、この計画の定めるところによる。

1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討する。

2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

- (1) 防災総合訓練
- (2) 災害通信連絡訓練
- (3) 水防訓練
- (4) 消防訓練
- (5) 避難救助訓練
- (6) 非常招集訓練
- (7) 防災図上訓練
- (8) その他災害に関する訓練

3 市防災会議が主唱する訓練

市防災会議及び防災会議構成機関等は、共同して次の訓練を行うものとする。

(1) 防災総合訓練

災害救助、水防活動、大規模火災を想定した応急対策活動を中心に総合的に実施する。

(2) 災害通信連絡訓練

主通信及び副通信をそれぞれ組合せ、あらゆる想定のもとに通信障害時における災害情報の収集及び報告の訓練を実施する。

(3) 水防訓練

水防工法、樋門操作、水位雨量観測、一般住民の動員、水防資機材の輸送、広報、通報伝達等のほか、消防職団員の動員をおり込んだ訓練を実施する。

(4) 消防訓練

消防機関の出動、避難、立退き、救出救助、消火の指揮系統の確立、広報情報連絡等をおり込んだ訓練を実施する。

(5) 避難救助訓練

水防訓練又は消防訓練にあわせて避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水給食等をおり込んだ訓練を実施する。

(6) 非常招集訓練

実施対策本部各班員及び消防機関の招集訓練を実施する。

(7) 防災図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

(8) その他災害に関する訓練

その他災害に関する訓練を実施する。（他の関係機関で実施する訓練について協力）

4 災害時相互応援協定に基づく訓練

市及び防災関係機関等は、協定締結先と災害時における相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

5 民間団体等との連携

市及び防災関係機関等は防災の日や防災週間等を考慮しながら、町内会、自主防災組機、北海道地方非常通信協議会（注1）、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

〔注1〕北海道地方非常通信協議会 移動無線車・電源車の貸与を始めとした非常時の通信の確保と円滑な運用を図ることを目的に、道内の官公庁、企業、団体等により構成され、深川市も構成員となっている。

6 複合災害に対応した訓練の実施

防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

市は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。

1 食料その他の物資の確保

(1) あらかじめ、食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料の確保に努めるものとする。

また、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努めるものとする。

(2) 防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、3日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行うものとする。

(資料編 資料5-1 深川市防災協定一覧表)

(資料編 資料5-2 北海道防災協定一覧表)

2 防災資機材の整備

市は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の確保・調達に努める。

3 備蓄倉庫等の整備

備蓄物資の被災者への提供を迅速、円滑に進めるため、市内備蓄倉庫をはじめ、小学校等数カ所に非常用食料及び毛布等の災害救援物資を分散して備蓄するものとする。

(資料編 資料3-12 非常用食料備蓄状況)

(資料編 資料3-13 防災資機材備蓄一覧)

第4節 相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策もしくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、災害時におけるボランティアによる防災活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう防災総合訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るとともに、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、必要な準備を整えるものとする。

2 相互応援体制の整備

- (1) 道や他の市町村への応援要求が迅速かつ円滑に行えるよう、あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、道や他の市町村と連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (3) 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。

3 防災関係機関等

あらかじめ、道や市町村その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

(資料編 資料5-1 深川市防災協定一覧表)

(資料編 資料5-2 北海道防災協定一覧表)

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

大規模な災害発生時には、住民の避難行動による混乱、同時多発的火災の発生等、さまざまな状況が予想される。

このため、行政の対応には自ずと限界があり、災害発生時の被害の軽減を図るためには、地域住民による自主的な防災活動、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等、地域住民による組織的な防災活動が極めて重要な役割を果たすものである。

特に、要配慮者の安全確認、保護は緊急性を要することから、地域住民の協力、援助が不可欠である。

このことを踏まえ、「自分たちのまち、地域は自分たちで守る」という自発的防災意識の高揚を図る機会として、また、地域住民との連携による災害時の円滑な応急活動を実施するため、町内会等の組織を生かした自主防災組織づくり、育成を推進するものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 地域住民による自主防災組織

市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難誘導等の防災活動が有効的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設ならびに危険物を取り扱う事業所で、自衛消防組織設置が法令の規定により義務付けられている事業所については、制度の趣旨の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努めるものとする。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織を設置するなど積極的な防災体制の整備、強化を図るとともに、地域の自主防災組織への参加、協力についても積極的に行うものとする。

3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、既存の町内会を基本とした組織が適当であり、その組織内で役割分担を明確に定めておくこととする。なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- (1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- (2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

4 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

(ア) 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

(イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

(ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

(エ) 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

(オ) 図上訓練

市の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

(2) 非常時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、すばやく地域内住民の安否確認を行い、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ連絡するとともに、防災関係機関の提供する情報を周知、伝達して住民の不安を解消するなど、的確な応急活動を実施することが重要であることから、予め決定すべき事項を次に掲げる。

(ア) 連絡をとる防災関係機関

(イ) 防災関係機関との連絡のための手段

(ウ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

(エ) 避難場所へ避難した後においては、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて連絡し、混乱・流言飛語の防止にあたること。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を構ずることや、火災が発生した場

合には、消火器などによる初期消火に努めることを呼びかけるものとする。

ウ 救出救護活動の実施

建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、市等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送するものとする。

エ 避難の実施

市長等から高齢者等避難や避難指示が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら、迅速かつ円滑に避難場所へ誘導するとともに、避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させるものとする。

オ 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、市等が実施する給水及び救援物資の配布活動に協力するものとする。

(3) 避難行動要支援者の援護活動

災害時には、避難行動要支援者の安否確認、避難所への避難誘導を行うとともに、必要に応じて福祉避難所や病院等へ移送するものとする。

(4) 地区防災計画

自主防災組織は、目標を設定し活動が風化することなく、また、災害時等に迅速かつ的確な活動が行えるよう、市の一定の地区内の居住者及び当該地域事務所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が協同して行う防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）の策定の促進に努めるとともに個々の住民への計画等の周知徹底を図る。

地区防災計画の作成にあたっては、女性の意見も取入れるものとする。

基本法第42条の2第1項に基づき、自助・共助による自発的な防災活動を促進するため、地区居住者から、防災会議に対し、地域防災計画に地区防災計画を定める提案（以下「計画提案」という。）が行われた時は、防災会議は、該当計画提案を踏まえて本計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知するものとする。

5 防災資機材等の整備

自主防災組織が災害時に応急活動あるいは避難行動等をとるためには、日頃から組織として必要な資機材等を備えておくことが望ましい。

6 自主防災組織の育成支援

市は、自主防災組織の育成と活動促進を円滑に推進するため、支援を行うものとする。

- (1) 防災知識の普及のための研修会等の講師や防火訓練等の指導にかかる職員等の派遣
- (2) 防災活動に対する助成

第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難場所、避難施設の確保及び整備等に関する計画は、次のとおりである。

○ 避難所の定義

種別	避難所	定義
避難場所	指定緊急避難場所	災害による危険が切迫した場合に住民が緊急に避難できる災害の危険の及ばない一定の安全基準を満たしたグラウンド、公園及び緑地等であつ、指定避難所に隣接しているものをいう。
	一時避難場所	指定緊急避難場所へ避難する前の中継点で、避難者が一時的に集合し様子を見る場所とし、安全がある程度確保されるスペースがあり、ボランティア等の活動拠点ともなる公園、緑地、学校のグラウンドなどをいう。
避難所	指定避難所	避難した住民を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるため収容し保護する学校、公共施設等をいう。
	福祉避難所	介護の必要な高齢者や障がい者など一般の避難所では生活に支障を来す要配慮者に配慮したトイレをはじめ、手すりやスロープなどのバリアフリー化が図られた避難所のことをいう。
避難路	避難路	指定緊急避難場所へ通じる道路等で、避難圏の住民を当該避難場所に迅速かつ安全に避難させるための道路をいう。

1 避難誘導體制の構築

市は、大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難場所等の整備を図るとともに、避難場所等に案内標識を設置する等、緊急時に速やかな避難が確保されるよう整備しておくものとする。また、標識を設置の際には、要配慮者に考慮して設置する。

2 避難場所の確保等

災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、災害発生時において迅速な開設が可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定するものとする。その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮する。

(1) 指定避難場所の指定基準

ア 管理条件

災害が切迫した状況において、速やかに居住者等に開放されること、及び受入れの用に供すべき部分に、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせない場所であること。

また、火災からの避難を考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む）、公共空地など空間を十分確保できること。

イ 立地条件

異常気象等による災害発生のおそれがない区域内にあること。

付近に危険物保管場所等が設置されていないこと。

指定避難所に付随、又は近接しており、直ぐに避難に移動出来る場所であること。

(資料編 資料4-2 避難場所一覧表)

(資料編 資料4-3 避難所一覧表・位置図)

3 避難所の確保等

市は、災害により被災した者を收容するための避難所を予め選定・確保し、整備を図るものとする。

また、影響範囲の大きな災害については、市の指定避難所に收容しきれない場合があることから、隣接町村等との避難者の相互受入協定などにより、收容能力の確保に努めるものとする。

(1) 指定避難所の指定基準

ア 規模条件

被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。

(生活の場となるため民家等は望ましくない。)

イ 構造条件

速やかに、被災者を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

(事務所等のスペースは、物品等を整理する必要があることから迅速な受入れの観点から望ましくない。)

ウ 立地条件

想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

エ 交通条件

車両その他の運搬手段による物資の輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

(在宅で避難生活を送る者に対しても、物資の供給等の必要な支援を講じる際の拠点となること。)

カ 福祉避難所関係

避難行動要支援者のための指定避難所については、バリアフリー化され、また、相談や介助等の支援体制等を有すること。

(2) 指定避難所の管理

ア 避難所を開設する場合は、管理責任者をあらかじめ定めておくこと。

イ 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておくこと。

ウ 休日・夜間等における避難所の開設に支障がないようにしておくこと。

4 避難場所、避難施設の住民への周知

避難場所等の指定を行った場合は、地域住民に対して次の事項の周知徹底を図るものとする。

(1) 避難場所等の周知

ア 避難場所等の名称、所在地

イ 避難対象世帯の地区割り

ウ 避難場所等への経路及び避難手段

エ 避難時の携帯品等注意すべき事項

(2) 避難のための知識の普及

ア 平常時における避難のための知識

避難経路、家族の集合場所や連絡方法（学校であれば、児童生徒の保護者への連絡方法）など

イ 避難時における知識

安全の確保、移動手段、携行品など

ウ 避難後の心得

集団生活、避難先の登録など

5 避難計画

市は、市民、避難行動要支援者が、災害時において安全かつ迅速に避難できるよう、予め避難計画を作成するものとする。

また、避難指示等について、河川管理者、水防管理者及び気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するとともに、避難場所をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

なお、これら避難に関する情報等を視覚的に表したハザードマップ等を作成するものとする。

(1) 市の避難計画

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者、民生委員等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要な場合、本人の同意のない避難行動要支援者名簿（「本章 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」参照）の情報についても、基本法第49条の11第3項の定めるところにより、避難の支援等に必要な範囲において避難支援等関係者に提供することができる。

ア 避難指示等を行う基準及び伝達方法

イ 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 避難所への経路及び誘導方法

エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

オ 避難場所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

(ア) 給水、給食措置

(イ) 毛布、寝具等の支給

(ウ) 衣料、日用必需品の支給

(エ) 暖房及び発電機用燃料の確保

(オ) 負傷者に対する応急救護

カ 避難所の管理に関する事項

(ア) 避難中の秩序保持

(イ) 住民の避難状況の把握

(ウ) 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達

(エ) 避難住民に対する各種相談業務

キ 避難に関する広報

- (ア) 防災行政無線による周知
- (イ) 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
- (ウ) 避難誘導者による現地広報
- (エ) 住民組織を通じた広報
- (オ) テレビ、ラジオによる広報
- (カ) インターネットを利用した広報
- (キ) コンビニエンスストアを利用した広報
- (ク) 要配慮者に配慮した情報伝達は、「本章 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」に定める。

(2) 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設等の防災拠点となる施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- ア 避難の場所
- イ 経路
- ウ 移送の方法
- エ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- オ 保健、衛生及び給食等の実施方法
- カ 暖房及び発電機の燃料確保方法

(3) 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の市は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。

6 公共用地等の有効活用への配慮

北海道財務局、道および市は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における要配慮者の安全の確保に関する計画は、この計画の定めるところによる。

1 安全対策

災害発生時には、要配慮者が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、市及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

(1) 避難行動要支援者対策計画

ア 避難行動要支援者の避難行動支援

市長（救援班）は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者を把握し避難支援等関係者の協力を得て安全に避難行動要支援者が避難を行えるよう体制の整備に努めるものとする。

(ア) 避難行動要支援者名簿の作成

a 避難行動要支援者の把握

避難行動要支援者の所在及び実態の把握に努めるものとする。

b 名簿の作成

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとする。

c 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

前項の規定による名簿の作成に必要な限度で、関係部局が保有する避難行動要支援者に関する情報及び必要に応じ道その他の者から取得する情報を活用し名簿を作成するものとする。

d 避難行動要支援者対象範囲

生活の基盤が自宅にある方を基本とし、以下の要件に該当する方を対象者とする。

(a) 要介護認定3～5を受けている方

(b) 身体障がい者手帳を所持する方で、下記の手帳を所持する方

- ・ 体幹 1～3級
- ・ 上肢 1、2級
- ・ 下肢 1～3級
- ・ 視覚 1、2級
- ・ 聴覚 2、3級
- ・ 内部 1～3級
- ・ 音声・言語・咀嚼 3級

(c) 療育手帳AもしくはBを所持する方

(d) 精神障がい者保健福祉手帳1もしくは2級を所持する方

- (e) 人工透析、酸素療法、インシュリン注射等の医療依存度が高い方
- (f) 食事療法中の方、乳幼児、妊婦など定期的に医療の必要な方
- (g) その他支援の必要な方
- e 情報の更新
 - 毎年、名簿情報の更新を行なうものとする。
- f 名簿情報保護
 - 名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援等を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する、また、受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導するなど、名簿の提供を受ける者に対して名簿の情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めることとする。
- (イ) 避難支援等関係者への名簿の提供
 - 災害の発生に備え、基本法第49条の11第2項の定めるところにより、深川消防署、深川警察署、深川市民生委員、深川市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し名簿を提供できるものとする。
- (ウ) 避難情報
 - a 避難のための情報伝達
 - 災害に関する予報又は警報の通知を受けたとき、若しくは自ら災害情報を知ったときは、避難に関する情報を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達するものとする。また、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告を行なうものとする。
 - b 避難のための情報発信時期
 - 前項の規定により、必要な通知又は警告をするに当たり、要配慮者が避難のための立退きの指示等を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮をするものとする。
 - c 避難指示等の伝達方法
 - 「第4章 第3節 災害情報収集・伝達計画」による情報伝達手段の他、避難支援者等による伝達など、多様な手段を用いて行うことができるよう特に配慮をするものとする。
- (エ) 避難支援者等の安全確保
 - 災害時に避難支援を行う者は、自身の安全と自身の家族等の安全確保を最優先とし、地域の実情や災害の状況に応じて、危険が及ばない可能な範囲で支援を行うことを基本とするものとする。また、市長は、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮し、安全な活動のための知識等の周知に努めるものとする。
- イ 緊急通報システム
 - 緊急通報システム事業は、市内の要配慮者の中で、緊急事態に際し機敏に行動することが困難な一人暮らしの高齢者等の利用基準を満たす者に対し、ペンダント型無線発信装置を押すことや火災感知器等の作動によりダイヤルを回すことなく火災、急病等を自動的に消防機

関等（消防センター）に通報することができるシステムである。

緊急通報システムの概要

事業名称	深川地区消防組合緊急通報システム
利用者の基準	1. 一人暮らしで65歳以上の高齢者 2. 一人暮らしの身体に障がいのある者 3. 一人暮らしで、突発的に生命が危険な状態に陥る、持病を有する者 4. 寝たきりの状態にある高齢者で、介護者が身体病弱であるもの
システムの構成機器	1. 火災センサー（熱及び煙を感知し、消防センターに通報） 2. ペンダント型無線発信装置（利用者が装着し、緊急時にペンダントのボタンを押すと消防センターに通報される） 3. 緊急発信ボタン（電話機に併設され、緊急時に利用者がボタンを押すと、消防センターに通報される） 4. 相談ボタン（電話機に併設され、利用者がボタンを押すと健康福祉課に通報され、日常生活での不安、心配事等を担当職員と相談することができる） 5. ガス漏れ感知センサー（ガス漏れを感知し、消防センターに通報） 6. 様態確認用電話機（一般加入電話と兼用し、各種の緊急通報が消防センターと利用者間において利用者が受話器を取らずに会話ができ、状況の確認が可能）
緊急協力員	通報を受けた消防センターは、利用者の様態又は状況等の確認を行うが、問い合わせに回答がない場合又は利用者の様態によりシステム設置時に協力を依頼した近隣の協力員に連絡して状況を確認するとともに、状況に応じた救急車等の消防車両が出動する

ウ 福祉避難所の指定

市長（救援班）は、老人福祉施設や障害福祉施設等を活用し、一般の避難所では生活することが困難な避難行動要支援者、さらには、医療依存度の高い要配慮者が、その状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の指定に努めるものとする。

2 社会福祉施設等の対応

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や身体に障がいのある者等のいわゆる要配慮者であるため、その管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要であり、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や避難計画に基づいた入所者の避難誘導に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から市との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等へ早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、緊急連絡体制を整えるよう努める。

(資料編 資料3-15 要配慮者利用施設一覧表)

3 防災教育・訓練の充実等

市や施設管理者は、避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるために、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。特に、自助避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

4 援助活動

市は、要配慮者の早期発見等に努めるとともに、状態に応じた適切な援助活動を行う。

(1) 要配慮者の確認・早期発見

災害発生後、直ちに把握している要配慮者の住所、連絡先を確認し、安否の確認に努める。

(2) 避難所等への移送

要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア 避難所への移送

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(3) 応急仮設住宅への優先的入所

応急仮設住宅への入所にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

(4) 在宅者への支援

在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(5) 応援依頼

救助活動の状況や要配慮者の状態を把握し、適宜、北海道、隣接市町村等へ応援を要請する。

5 外国人に対する対策

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人をいわゆる「要配慮者」として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図るものとする。

(1) 多言語による広報の充実

(2) 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化

(3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

第8節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から建築物を防御するため必要な措置事項は、次のとおりとする。

1 建築物防災の現状

市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、都市計画法では集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、防火地域等が指定されている。

2 予防対策

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を適切に指定することで、商業地域等の火気の使用頻度が高い施設が密集する地域における延焼の防止を図るものとする。

(1) 防火地域

本市では指定なし。

(2) 準防火地域

資料編資料参照。

(資料編 資料3-18 準防火地域図)

3 がけ地に近接する建築物の防災対策

市は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接危険等住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第9節 消防計画

この計画は、消防の任務が、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災その他の災害を防除し、その被害を軽減することにあることから、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織及び運用等については、この計画の定めるところによる。なお、本節に定めのない事項については、消防組織法（昭和22年法律第226号）第4条第15号の規定に基づき定めた「深川地区消防組合消防計画」によるものとする。

1 組織計画

(1) 事務機構

平常時の事務機構は、深川地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例、深川地区消防組合消防団設置に関する条例、深川地区消防組合消防本部に関する規則、深川地区消防組合消防団組織に関する規則及び深川地区消防組合深川消防署規程の定めるところによる。

深川地区消防組合消防本部、深川消防署及び深川消防団の組織は別紙のとおりとする。

(資料編 資料1-4 消防行政機構図)

(資料編 資料1-5 消防職員及び消防団員の配置)

(2) 災害時の消防部隊の編成

ア 通常災害時の消防部隊の編成

消防署及び消防団の管轄区域における通常災害の場合の消防部隊は、消防署においては、一個中隊又は一個小隊、消防団については、管轄する地域の分団単位を基本とする。ただし、災害現場の状況により必要がある場合には、部隊編成の一部を減じ又は増強することができる。

イ 非常災害時の消防部隊の編成

非常災害時の消防部隊の編成は、前アの消防部隊に消防署等については、一又は二個中隊（小隊）を増強、消防団については、隣接する地域の消防団又は分団単位で増強して消防組合が保有する消防力を十分に発揮して、災害による被害の軽減を図るものとする。ただし、災害の種類及び規模によっては、屈折はしご自動車、化学消防車及び救助工作車等の特殊車両を出動させることができる。

ウ 警防本部の設置

(7) 次に掲げる非常災害時には、消防本部に消防部隊を統括する警防本部を設置する。

- a 大規模火災が発生又は発生するおそれがあるとき。
- b 地震及び台風等の災害規模が甚大なとき。
- c 火災警報が発令されたとき。
- d その他消防事象を総合し、危険度が極めて高く消防長が必要と認めたとき。

(イ) 警防本部は、災害の状況により現場に出動する。

(ロ) 警防本部に警防班、予防班、総務班及び情報通信班を置く。

エ 災害の規模及び被害の程度により、消防署の部隊と消防団の部隊は合同での現場指揮本部を設置して、災害現場における指揮体制を確立し、統制された消防活動を行うものとする。

2 教育訓練

消防職・団員の体力、資質の向上及び消防活動の充実強化を図るため、定期的に教育及び訓練の実施に努めるものとする。

(1) 教育計画

消防職・団員に消防の責務を正しく認識させ、職務の遂行に必要な知識、技能及び教養の向上を図って、消防職・団員個々にあるいは組織に与えられた職務を組織的、かつ効率的に運営できるように教育するものとする。

(2) 訓練計画

消防職・団員が消防業務を迅速、かつ的確に遂行するために必要な技術、戦術及び行動規律についての訓練を繰り返し行い、瞬時に的確な判断のもとに災害に対応できるよう通常訓練及び特別訓練を実施するものとする。

3 災害予防

安全な住民生活の確保を図るため、予防査察の強化と自主防火管理体制の確立を図るとともに地域住民の生命・身体及び財産を災害から保護し、もって公共の福祉の増進に資するため、防災体制の整備を促進し、災害予防対策の強化を図るものとする。

(1) 火災予防指導計画

市内における火災予防の万全を期すため、住民に対する普及啓発を推進し、防災に関する各種団体を育成するものとする。

ア 甲種防火管理講習会の開催

(ア) 消防法施行令第3条第1項第1号イに基づく「甲種防火管理新規講習」を年1回以上開催するものとする。

(イ) 消防法施行令第3条第1項第1号イに基づく「甲種防火管理再講習」を必要に応じ開催するものとする。

イ 防火管理に関する団体の育成

防火対象物に係る防火管理についての火災予防団体を育成する。

ウ 危険物等の取扱いに関する火災予防団体の育成

危険物の取扱い及び液体燃料を使用する燃料機器の整備等に係る火災予防関連団体を育成する。

エ 住民防災組織の育成

幼年、少年及び婦人層の住民火災予防関連団体を育成する。

オ 予防広報活動等の推進

春・秋の火災予防運動、歳末警戒及び強風、異常乾燥時等に火災が発生するおそれのある場合、又は被害が拡大するおそれのあるときは、火災の未然防止を図るために、次の広報活動等を実施する。

(ア) サイレンの吹鳴

(イ) 消防車によるパトロール

(ウ) 広報車の巡回広報

(エ) 看板、防火ポスターの掲示

(オ) 防火リーフレットの配布

- (カ) 団体に対する広報活動及び防火対策の指導
- (キ) その他必要な対策
- (2) 火災予防査察計画
 - 消防職・団員は、消防法の規定により、防火対象物等の防火管理及び消防用設備等の維持管理状況を検査するものとする。
- (3) 風水害、地震等の予防指導計画
 - 台風、水害及び地震等の災害が発生した場合に人命の保護と被害を軽減するために、次のとおり必要な措置をとるものとする。
 - ア 管轄区域内の警戒パトロールの実施
 - (ア) 風速毎秒10メートル（最大瞬間風速15メートル）以上となったときは、消防車等の巡回及び地域防災無線等の各種通信網を利用して出火防止について広報を行うものとする。
 - (イ) 台風又は大雨による家屋の浸水、田畑の冠水及び土砂崩れ等の被害が発生するおそれがあるときは消防車等の巡回及び地域防災無線等の各種通信網を利用して警戒及び早期避難等について広報するものとする。
 - (ウ) 震度5弱以上の地震が発生したときは、消防車等で管轄区域内を巡回して、人命及び家屋への被害、消防水利、道路及び橋梁等の異常について巡回点検等を行うものとする。
 - イ 自然災害時の各家庭及び事業所における安全対策の普及啓発の推進
 - 災害が発生した場合に備えて、食料、寝具類、医薬品及び生活必需品等の非常用備蓄品を常にそれぞれに備える等の広報を行うものとする。

4 火災警報発令・伝達

気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災を未然に防止するため消防法第22条の規定により、火災警報を発令し区域内からの出火防止に万全を期することを目的とする。

- (1) 火災警報発令基準は次のとおりとする。
 - ア 実効湿度65%以下にして、最小湿度45%となり、最大風速7m/s以上のとき。
 - イ 実効湿度60%以下のときは、風速7m/s以上のとき。
 - ウ 実効湿度60%以下で最小湿度が30%以下の場合、若しくは、平均風速で12m/s以上が予想される場合。（降雨又は降雪中は発令しないこともある。）
- (2) 警報の伝達
 - 火災警報が発令又は解除されたときは、直ちに関係機関及び一般住民に対して、消防法施行規則第34条に規定する消防信号（サイレン）及び各種通信網を使用して伝達するものとする。
- (3) 警報発令中の火の使用制限
 - 火災警報が発令されたときは、当該地域内における火の使用を制限し、火災の未然防止に努めなければならない。

5 災害情報管理

消防組合管内及び北海道内において発生した各種災害情報を収集又は伝達し、消防部隊の適正な運用と防災関係機関等との円滑な連携を図るものとする。

- (1) 消防署の通信指令室は、入手した災害情報により必要な部隊に出動の指令を発し、消防本部消防課に連絡するものとする。

- (2) 消防署の通信指令室は、災害に係る情報を詳細に記録するものとする。
- (3) 消防署の通信指令室は、気象官署等から気象、水防等に関する予警報が発表された場合、北海道（空知・上川の各総合振興局〔防災〕）及び各市町防災所管課から災害対策通報があった場合は、速やかに消防署長に報告し必要な指示を受けるものとする。
- (4) 消防組合管内における災害が拡大し被害が甚大となると予想される場合は、予め消防応援協定に基づく道央ブロック代表に対して災害情報を通知し、被害が拡大し消防組合単独では鎮圧できない状況となった場合、深川地区消防組合消防計画に基づき応援要請を行うものとする。

6 警防計画

(1) 消防職・団員の招集計画

火災及びその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合並びにその他警戒し、鎮圧するために必要があるときは、非番及び週休の職員並びに消防団員を次のとおり招集するものとする。

ア 1号招集～火災警戒、救急救助等の出動により、必要な数の職員を招集するもの。

イ 2号招集～火災及び救急救助等の出動により、非番中隊（職員）及び消防団員を招集するもの。

ウ 3号招集～延焼火災、自然災害等で被害が拡大するおそれのあるとき、多重事故等の出動により、週休中隊（職員）及び消防団員を招集するもの。

エ 4号招集～市内において、震度5弱以上の地震が発生した場合、消防職・団員は、自発的に所属の署所、又は予め指定された場所に参集すること。

(2) 出動計画

消防隊の出動は、警戒出動、火災出動、救急救助出動、水防出動（調査、広報出動）及び応援出動とし、地域の特殊性、消防対象物の様態又は異常気象時等を考慮して、予め出動計画を樹立し適正な消防部隊の出動及び運用を図るものとする。

ア 警戒出動

火災と紛らわしい火煙を発見したとき、自動火災報知設備が作動したとき、放置すると火災となるおそれのあるとき、ガス漏れ及び危険物の漏洩等で災害に発展するおそれのあるときに出動するものとする。

イ 火災出動

(ア) 第1出動～ 火災を覚知した場合

(イ) 第2出動～ 延焼火災危険区域内及び人命に危険がおよぶおそれのある消防対象物の火災並びに火災規模が拡大するおそれのある場合、先着消防隊の上級指揮者が指令する。

(ウ) 第3出動～ 火災の拡大が著しく消火活動に困難があると認められる場合、又は地理的、水利の設置状況及び気象の状況により、さらに火災が拡大し被害が大きくなると予想される場合、現場指揮本部長が指令する。

(エ) 特命出動～ 第3出動以上の火災に該当する場合で、さらに火災が拡大し、人的及び物的被害が著しく、大火災に進展すると認められる場合、警防本部長が指令する。

ウ 救急出場

区域内で発生した急病、交通事故、一般負傷及び各種災害による救急事案に出場するもの

とする。

エ 救助出動

区域内で発生した交通事故、火災、水害及びその他の災害において、人命の救出及び救助を必要とする場合、消防署、消防団が出動する。

オ 水防出動

台風又は集中豪雨等の異常気象時において水害が発生し、又は発生が予想される場合、消防署、消防団が出動する。

(3) 火災防ぎょ計画

延焼火災危険区域及び火災時人命等に危険が及ぶ消防対象物において、火災が発生した場合に、効果的及び合理的に警防活動が実施できるよう周辺の消防水利、道路状況、建物等の構造、階数、用途及び消防隊の進入路等について事前に調査し、個々の区域及び消防対象物ごとの火災防ぎょ計画を樹立しておくものとする。

(4) 救急救助業務計画

救急救助事故に対する業務計画等は、部隊活動要綱及び消防組合救急業務規程に定めるほか次のとおりとする。

ア 特殊救急救助業務計画

特殊救急救助事故(傷病者等が10人以上の事故及び救急救助現場が特異な環境の事故等)が発生した場合に、迅速、かつ的確に活動できるよう予め次の事項について業務計画を樹立するものとする。

(ア) 傷病者の収容医療機関の指定及び連携

(イ) 医療機関保有の救急車の動員計画

(ウ) 隊員の搬送及び地域消防団の動員計画

(エ) 現場指揮本部及び応急救護所の設置計画

(オ) 救急救助資機材の調達及び搬送計画

イ 救急業務高度化計画

社会構造の変化や高齢化による疾病構造の変化など救急に係る環境の変化及び住民ニーズの高まりに的確に対応するために、救急資機材の高度化を進めプレホスピタルケアを充実し傷病者の救命率、社会復帰率の向上を図るため、次の事項を推進し救急業務の高度化を図るものとする。

(ア) 高規格救急自動車及び資機材の整備

(イ) 救急救命士の養成等、救急隊員の資質の向上

(ウ) 医療機関との連携

(エ) 応急手当で普及啓発活動

(オ) 感染防止資機材の整備及び対策

(カ) 119番通報時の応急手当の口頭指導

ウ 災害弱者対策

火災、急病その他の緊急時において、機敏に行動することが困難な、高齢者及び障がい者等の緊急時の消防機関への通報手段の確保、援護及び救護体制を確保するために市の福祉関係機関と協議のうえ、緊急通報システムの構築及び拡充に努めるものとする。

(5) 非常時の対策

消防組合は、地震等の非常時に通信の途絶、交通の遮断、消火栓の減断水の事態が発生した

場合には、被害の軽減と人命の救助のために次の対策を講ずるものとする。

ア 災害広報を行うとともに、住民に対して火気の使用を制限し、又は禁止するなど処置を講ずるものとする。

イ 電気・通信施設等が途絶した場合には、区域内の警戒パトロールを実施し、電気通信施設の復旧に努めるとともに、他の官庁及び民間企業の通信網の利用など災害情報ネットワークの確保を図るものとする。

ウ 建築物の倒壊、地盤の亀裂及び沈下、橋梁の損壊等により交通が遮断されたときは、建設機械を保有する関係機関に対し建設機械等の出動を要請して、交通障害物の除去等により緊急出動経路の確保を図るものとする。

エ 水道消火栓の損壊により減断水が生じた場合は、自然水利の利用を図り、遠距離送水体制を確立するものとする。

オ 火災、その他災害において、住民の生命、身体に危険があると予想される場合には、一定区域内への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から立ち退きの指示を行い安全な場所に誘導退去させるものとする。

第10節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防については、本計画の定めるところによる。

1 予防対策

国、道及び市は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

(1) 北海道森林管理局、北海道

風害を防ぐため、防風林造成事業等の治山事業を推進するものとする。

(2) 北海道

農作物の風害予防のため、時期別・作物別の予防措置及び対策を指導するとともに、耕地保全、作物の生育保護のため、耕地防風林の合理的な造成について指導するものとする。

学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。

(3) 深川市、施設管理者

ア 台風による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講じるものとする。

イ 学校及び保育所や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。また、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて市は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を指導する。（家屋、その他建築物の倒壊防止、緊急措置の方法）

(ア) 戸、窓、壁等には、すじかい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。

(イ) 倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱の取り付け、ロープ張り、大きなすじかいの打ち付け等をする。

(ウ) 煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強する。

(エ) 電灯引き込み線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡する。

(オ) 台風による農産物等の風害防止のため、農業施設等の管理者や農業生産者に対して風害防止のための管理方法の周知指導を実施する。

2 竜巻予防の啓発・普及

住民に対し、竜巻等突風のメカニズムやこれと遭遇した場合の身の守り方等についての啓発・普及を行う。

(1) 屋内にいる場合

ア 窓を開けない

イ 窓から離れる

ウ カーテンを引く

エ 雨戸・シャッターをしめる

オ 地下室や建物の最下階に移動する

カ 家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する

キ 部屋の隅・ドア・外壁から離れる

ク 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る

(2) 屋外にいる場合

- ア 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない
- イ 橋や陸橋の下に行かない
- ウ 近くの頑丈な建物に避難する
- エ 頑丈な建物が無い場合は、近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る
- オ 飛来物に注意する

3 分野別対応策の検討

(1) 農作物・農地関係

特殊な気象条件下において、旋風・突風・竜巻等が発生する可能性があり、それによる農作物に対する被害が予想される。これらが、発生した場合の対処方法について、啓発・普及に努めるとともに、次の予防策を促進する。

- ア 防風ネット等の防風施設など農作物被害防止施設の整備
- イ 風速50m/s以上に耐える耐候性ハウスの設置
- ウ 風害等を受けやすい地域における農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備
- エ 農作物等に対する被害への対応の検討

(2) 住宅分野

被災者に対し、公営住宅等の住宅確保、災害復興住宅融資等の支援を検討する。

第11節 雪害予防計画

豪雪、暴風雪等の災害時における防災関係機関の業務については、この計画の定めるところによるものとする。

1 除雪路線の実施分担

除雪路線は、次の区分けにより実施分担する。

- ア 国道路線の除雪は、札幌開発建設部深川道路事務所が行う。
- イ 道道路線の除雪は、札幌建設管理部深川出張所が行う。
- ウ 市道路線の除雪は、市が行う。
- エ 鉄道路線の除雪は、北海道旅客鉄道株深川保線管理室が行う。

2 除雪作業の基準

(1) 北海道開発局

北海道開発局が管理する道路では冬期間24時間体制で除雪作業を行い、交通の確保を保つ。

(2) 北海道

「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、気象状況に応じた雪道巡回の実施により降雪状況や吹きだまりの状況を把握し、下記の除雪目標や気象条件等を考慮しながら、維持管理水準に該当する区間や支障箇所の除雪を実施する。

種 類	標準交通量	除 雪 目 標
第1種	1,000台/日以上	異常な降雪時以外は2車線以上の幅員確保を原則に、異常時においても、極力2車線の確保を図る。
第2種	300台/日以上 1,000台/日未満	2車線以上の幅員確保を原則に、異常降雪時においても、極力1車線以上の確保を図る。 夜間除雪は実施しない。
第3種	300台/日未満	2車線の幅員確保を原則に、状況により1車線幅員で待避所を設け、異常降雪時には、一時通行止めもやむを得ない。夜間除雪は実施しない。

(3) 市

区 分	車道部幅員	除 雪 目 標
道路除雪	5.5m未満	1車線の路線では最低3.5m以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。
	5.5m以上	2車線5.5m以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。
歩道除雪		最低1.0m以上の幅員確保を原則とし、昼間・夜間除雪は実施しない。

ア 市除雪出動基準

降雪量10cm以上を出動の目安とし、通勤通学時間帯までに終了することを目標とする。なお、風による吹き溜まりが発生したとき、又は火災及び急病人の発生等で緊急車両が積雪等のため走行できないときは、その都度出動する。

3 異常降雪時における除雪

異常降雪時においては、交通量、消防対策等を十分に考慮し、関係機関の除（排）雪計画に基づいて主要幹線より順次除（排）雪を実施するものとする。

4 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を設定すること、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配慮するものとする。
- (2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力（注1）の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配慮するものとする。

〔注1〕流下能力 どのくらいの水を流すことができるのかを表したもので、土砂がたくさんたまっているところや、川幅が狭いところ、橋脚がたくさんあるところや、川の中に木が繁っている場所などは流下能力が小さくなる。

5 通信施設の雪害防止対策

通信施設の雪害防止については、電話回線故障の復旧の迅速化を図るため、東日本電信電話(株)旭川支店は通信施設の改善、応急対策の強化等を講じると共に通信施設の整備点検を行うものとする。

6 電力施設の雪害防止対策

電力施設の雪害防止のため、北海道電力(株)深川営業所は、送電線の冠雪、着氷雪対策を講じ、必要に応じて特別巡視等を行うものとする。

7 積雪時における消防対策

消防水利は消防活動に支障のないよう消防署（団）員により除雪を行うものとする。

8 なだれ防止対策

関係機関は、それぞれ所轄道路の保全及び交通安全を確保するため、なだれ発生が予想される箇所には、防護柵を設置する等の防災設備の増加に努めるとともに、標示板等により住民への周知を図る対策を講じるものとする。

9 警戒体制

各関係機関は、気象官署の発表する気象情報及び現地情報を勘案し、必要と認める場合は、それぞれに定める警戒体制に入るものとする。

(1) 本部の設置

市長は、災害対策本部設置基準により次の状況を勘案し、必要と認めた時は、本部を設置する。

ア 大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を必要とするとき。

イ 雪害による孤立集落の発生又は交通マヒ、交通渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模、範囲から緊急、応急措置を必要とするとき。

第12節 融雪災害対策計画

融雪による河川の出水災害に対処するために必要な事項は、この計画の定めるところによる。

1 気象条件の把握

本部情報連絡室は、融雪期において関係機関の水防警報により地域内の降雪状況を適確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

2 重要水防区域等の警戒

重要水防区域及びなだれ、地すべり、がけ崩れ等の懸念のある地域、箇所を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講じるものとする。

- (1) 市（都市建設課）及び消防署は、住民等の協力を得て、既往の被害箇所その他水害危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。
- (2) 市（自治防災室・都市建設課）は、関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。
- (3) 市（都市建設課）は、なだれ、積雪、捨雪及び結氷等により、河道、導水等が著しく狭められ、被害発生が予想される場合、融雪出水前に、河道、導水路内の除雪、結氷の破砕等を行い、流下能力の確保を図るものとする。

（資料編 資料3-4 重要水防区域）

（資料編 資料3-6 地すべり、がけ崩れ等危険区域）

（資料編 資料3-7 急傾斜地崩壊危険区域）

（資料編 資料3-9 災害危険区域図その1、その2）

3 下水道等及び樋門・樋管の点検

市（上下水道課・都市建設課）は、融雪出水前に下水道等の整備及び清掃等を行い、流下能力の確保を図るとともに、樋門・樋管等の操作、整備点検を実施するものとする。

4 道路の除雪

道路管理者は、なだれ、積雪、結氷等により、道路交通が阻害されるおそれのあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。

5 水防資機材の整備、点検

市長及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的にするため、融雪出水前に水防資機材の整備点検を行うとともに、関係機関及び資機材持ち業者等とも十分な打合わせを行い、資機材の効率的な活用を図るものとする。

6 水防思想の普及徹底

市長及び河川管理者は、融雪水に際し、住民の十分な協力が得られるよう水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第13節 土砂災害の予防計画

地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）、土石流等の土砂災害から、住民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるための予防計画は、この計画の定めるところによる。

1 現況

本市における危険区域は、「資料編 資料3-6 地すべり・がけ崩れ等危険区域」「資料編 資料3-7 急傾斜地崩壊危険区域」「資料編 資料3-8 土石流危険区域」に定めるところであり、その数は次のとおりである。

また、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、その数は次のとおりである。

種 別	危険箇所	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
地すべり・がけ崩れ等危険区域	7	なし	なし
急傾斜地崩壊危険区域	1	なし	なし
土石流危険区域	37	3	なし

【参考】土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域指定条件概要

○ 土砂災害警戒区域（土砂災害防止法施行令第2条）

■ 急傾斜地の崩壊

- イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

■ 土石流

土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

■ 地滑り

- イ 地滑り区域（地滑りしている区域又は地滑りするおそれのある区域）
- ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は、250m）の範囲内の区域

○ 土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法施行令第3条）

急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。

※ ただし、地滑りについては、地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等により力が建築物に作用した時から30分間が経過した時において建築物に作用する力の大きさとし、地滑り区域の下端から最大で60m範囲内の区域。

2 地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が発生する傾向にあり、ひとたび地すべりが発生すると、多くの住家や公共施設等に被害が発生し、二次的被害では山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながる。そのため、国、北海道及び市は次のとおり予防対策を実施するものとする。

ア 北海道開発局、北海道森林管理局

直轄で工事している地すべり防止施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

イ 北海道

地すべり防止工事に関する基本計画に基づいて、地すべり工事を施工するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。また、地すべり防止区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

ウ 市

住民に対し、地すべり防止区域の周知に努めるとともに、当該区域の災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるものとする。

また、危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図るものとする。

3 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、がけ崩れ災害が発生する傾向にあり、ひとたびがけ崩れが発生すると、多くの住家や公共施設等に被害が発生し、二次的被害では山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながる。そのため、北海道及び市は次のとおり予防対策を実施するものとする。

(1) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策

ア 北海道

急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止工事の実施を推進するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。また、急傾斜地崩壊危険区域を指定したときは、当該区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

イ 市

市の管轄する区域の保全及び安全を確保するため、必要に応じ防止柵の施設等を行うとともに、危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

(2) 山腹崩落防止対策

ア 北海道森林管理局・北海道

森林法に基づき、森林を「保安林」として、又は森林若しくは原野その他の土地を「保安施設地区」として指定し、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業（治山事業）を行うことにより、山腹の崩壊等を防止するとともに、施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。また、保安林又は保安施設地区において行う立木の伐採等の行為を制限し、保安林等が常にその指定の目的に則して機能することを確保するものとする。

イ 市

住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制等について定めるものとする。

4 土石流予防計画

ア 北海道開発局、北海道森林管理局

土石流警戒区域及び崩壊土砂流出危険地区に係る直轄砂防・治山施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処理を講ずるものとする。また、砂防・治山事業が実施される場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について指導するとともに、各事業者間において情報交換及び連絡調整をするように指導するものとする。

イ 北海道

治山工事及び砂防工事の推進をはじめ、砂防法に基づく砂防指定や森林法に基づく保安林指定の促進を図るとともに、土石流の発生を助長するような行為を制限するよう指導し、治山・砂防施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。また、砂防・治山事業が実施される場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について指導するとともに、各事業者間において情報交換及び連絡調整をするように指導するものとする。

ウ 市

住民に対し、土石流危険区域の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制等について定めるものとする。また、危険区域の住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民による自主避難等の防災措置について周知・啓発を図るものとする。

5 警戒態勢

市長（都市建設課、農政課）は、異常降雨時等により、土砂災害が予想される場合は、当該危険区域の巡視を行い、警戒に当たるものとする。

警戒巡視に当たって注意する事項は、おおむね次のとおりとする。

ア 表層の状況

イ 地表水の状況

ウ 湧水の状況

エ 亀裂の状況

オ 樹木等の傾倒状況

6 避難及び救助

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、「第6章 第2節 避難対策計画」の定めにより、当該地域住民に警告し、避難のため立ち退きを指示するとともに関係機関に通知し、避難誘導等の協力を得るものとする。

第14節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪により被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、道、市町村及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、市及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

2 避難救出措置等

市は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

ア 積雪・寒冷期に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。

イ 災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

3 交通の確保

災害発生時における、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施には、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、国、道、市の各道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進するものとする。

(1) 除雪体制の強化

ア 道路管理者は、一般国道、道道、市道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備や施設の整備を推進する。

イ 道路管理者は、雪崩等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵等防雪施設の整備を促進する。

ウ 道路管理者は、一般国道、道道、市町村道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定すると共に除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(3) 雪上交通手段の確保

市及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

4 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

市は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

(2) 積雪期における避難場所、避難路の確保

道、市及び防災関係機関は、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

5 寒冷対策の推進

市は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、暖房器具等の備蓄や民間企業・団体と屋内用大型暖房機等の優先供給に関する協定を締結するなど、暖房器具等の確保に努めるものとする。また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等の確保に努めるものとする。

6 被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努めるとともに、積雪による家屋の倒壊や広域にわたる電力供給の遮断等の際の応急仮設住宅の整備についても、積雪のため早期着工が困難となること及び避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のため、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

第15節 複合災害に関する計画

市及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

1 予防対策

- (1) 市及び防災関係機関は、災害発生中に重複して災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるとともに、複数の災害予防計画を連携させた対策を行い、様々な災害に備えるよう努めるものとする。
- (2) 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。
- (3) 市は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。